

ベトナムとの経済交流加速化推進事業委託業務 企画提案指示書

1 目的

日越外交関係樹立50周年を契機に、文化・経済・人材・観光等各分野で日本との更なる交流促進の機運が高まるベトナムをターゲットに、北海道ブランドの更なる浸透を通じた経済交流を加速化し、ベトナムとの経済成長力を取り込み、道内各地の持続的な地域経済発展につなげる。

2 実施方法

総合評価一般競争入札

3 委託期間

契約締結の日から令和6年(2024年)1月31日(水)まで

4 委託業務の概要

ベトナムにおいて、北海道のプロモーションおよびビジネス機会の創出を図るため、ベトナム企業と道内参加企業が参集したビジネスフォーラムの開催と北海道ブースの出展を行う。あわせて、現地の企業を訪問・視察するビジネスミッションを実施する。なお、実施にあたっては、効果的・効率的なプロモーションを図るため、国の日越外交関係樹立50周年の認定事業として実施される北海道フェスティバル in ハロン(以下、北海道フェスティバル)と連携して実施すること。

【北海道フェスティバル in ハロンの概要】

時 期 2023年11月17日(金)～19日(日)

会 場 ベトナム社会主義共和国クアンニン省ハロン市10月30日広場及びコンベンションセンター

5 委託業務の内容

以下に示す事項を満たした企画提案を行うこと。

(1) ビジネスフォーラムの実施

次のとおり、11月17日(金)または18日(土)に北海道フェスティバル会場においてビジネスフォーラムを実施すること。

ア ビジネスフォーラムの全体統括業務(内容調整、講師・通訳の手配(手配には費用負担含む)等)

(ア) ビジネスフォーラムのテーマと講師(3名)を提案すること(但し、道と受託者で協議の上、最終決定する)。うち講師2名(日本人講師)については渡航手続き・現地の移動滞在の手配・謝金の支払い、1名(現地講師)については移動滞在の手配・謝金の支払いを行うこと(講師手配の都合により変更の可能性あり)。なお、フォーラムにおいては当該3名の講師の他、道が認めた講師による講演が予定されることから、それらの講演も含め全体を統括して円滑に実施すること。

(イ) フォーラム当日の資料について、ベトナム語への翻訳を行い、多くの参加者が当該資料を見ることができるよう大型スクリーン等の機材を手配すること。

(ウ) フォーラム当日に必要な通訳者を手配すること。

(エ) 講師の講演終了後、当該講師とベトナム側参加者等が名刺交換や簡易な意見交換をできる場(講師控え室)を確保すること。

イ 参加企業の募集

幅広い参加企業等の参集を図るため道内企業・ベトナム企業等へ広くフォーラムの周知・募集を行う

こと。

ウ 会場・機材等の調整

フォーラムの開催に必要な会場・機材等を手配すること。

エ ベトナムとの経済交流促進に関する調査(アンケート調査)の実施

フォーラム参加者等へのアンケートを実施すること。アンケート項目はビジネスフォーラムのテーマにおける交流促進につながるような項目とし、多くの参加者から回答が得られる工夫を行うこと。なお、アンケート項目は道と協議の上、決定すること。

(2) 北海道ブースの出展

次のとおり、11月17日(金)～19日(日)の間、北海道フェスティバルに北海道ブースを出展し、道産品等のPRを行うこと。

ア 北海道ブースの出展

北海道フェスティバルの会場内に北海道ブースを出展すること。出展にあたり、配置上可能な場合は、北海道観光振興機構と連携し、相乗効果が生まれるように工夫すること。

イ 道産品等の出展募集

ブース出展にあたり幅広く魅力ある道産品等を募集するため、効果的な出展品の公募を行うこと。

ウ 商談スペースの確保

北海道ブース内または近くに商談スペースを設けること。

エ 通訳の手配

北海道ブース及び商談スペースに通訳を配置すること。

オ ベトナムとの経済交流促進に関する調査(アンケート調査)の実施

北海道ブース来場者等へのアンケートを実施すること。アンケート項目は道とベトナムとの交流促進につながるような項目とし、多くの参加者から回答が得られる工夫を行うこと。なお、アンケート項目は道と協議の上、決定すること。

(3) ビジネスミッションの実施

次のとおり、11月17日(金)または11月18日(土)にベトナム・ハノイ市内及び近郊において企業訪問・視察等を行うビジネスミッションを実施すること。

ア 参加企業の募集

道内企業へビジネスミッションの周知を行い、参加者のとりまとめを行うこと。(10～20名程度)

イ 訪問・視察先の設定

幅広い道内企業の参加につなげるため、事前にベトナムでのビジネス展開等を検討する道内企業が希望する視察先を聴取の上、道とベトナムとの経済交流の促進が見込まれる分野に関連する訪問先を設定すること。なお、訪問先の決定については、参加者のニーズも踏まえた上で、道と協議の上、決定すること。

ウ ビジネス交流会の開催

ミッション参加道内企業とベトナム企業とのビジネス交流会を開催すること。

(ア) 日時:2023年11月17日(金)または11月18日(土)概ね2時間程度

(イ) 場所:ハノイ市内及び近郊

(ウ) 内容:参加者企業同士の名刺交換・商談・マッチングの場とする。

(エ) 参加企業の概要をとりまとめ、日越両言語で記載した資料を作成し配布すること。

エ 各種手配

(ア) ミッション参加者数に合わせ、訪問・視察に要する移動手段を手配すること。

- (イ) 訪問・視察の際、ベトナム企業の説明とそれに基づく質疑応答等が可能となるよう通訳を手配すること。
- (ウ) ビジネス交流会の開催に必要な会場、機材等を手配すること。
- (エ) ビジネス交流会の際、参加企業が意見交換をスムーズに行うことができるよう十分な数の通訳を配置すること。
- (オ) 訪問・視察先以外のベトナム企業もビジネス交流会に参加可能できるよう、道内企業との交流を希望する企業・団体等に広く参加呼びかけを行うこと。(具体的な手法や周知先があれば提案すること)

オ ベトナムとの経済交流促進に関する調査(アンケート調査)の実施

ビジネスミッション参加者等へのアンケートを実施すること。アンケート項目は北海道とベトナムとの経済交流促進につながるようなものとし、多くの参加者から回答が得られる工夫を行うこと。なお、アンケート項目は道と協議の上、決定すること。

6 成果品

(1) 報告書(電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(冊子2部))

本事業の実施を通じて、以下の内容を基本に整理した報告書を提出するものとする。

- ア ビジネスフォーラムの会議録(質疑応答を含む)
- イ 北海道ブース出展概要(出展品、ブース来場者数、来場者の反応等)
- ウ ビジネスミッションにおける訪問・視察先の説明と意見交換等の内容
- エ ビジネスフォーラム及びミッションの参加企業情報
- オ アンケート結果の集計 など

なお、実施状況やアンケート結果のデータ整理等の基本的な事項に加えて、日越双方の参加企業の反応など今後の北海道・ベトナム間の経済交流促進に資する内容にすること。

(2) 資料・資材一式(電子媒体(DVD-R1枚))

本事業の実施を通じて作成したプレゼンテーションに係る資料、北海道ブース出展に係る資料、ビジネスミッションに係る資料・資材一式を提出するものとする。

(3) ベトナムとの経済交流促進に向けた考察と提言(電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(冊子2部))

(4) 上記(1)及び(3)の内容を広く一般に公表するための概要版報告書

(電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(冊子2部))

・A4版 10 頁程度、図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

7 再委託の禁止

(1) 次のような場合は、再委託を認めない。

- ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
- イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

(2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができることとする。この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出すること。

なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出すること。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 総合評価一般競争入札の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員(アについては、構成員のうち最低1者以上)及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア)道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ)本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ)消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

9 審査の項目

(1) 業務遂行能力全般

ア 業務内容について、的確に執行でき、指示書及び提案の内容が確実に実施できる体制を有しているか。

イ 業務実施に向けた専門知識やノウハウ、事業実施対象国またはその他海外のパートナーやネットワー

クを有しているか。

ウ 事業実施のスケジュール、経費の積算内容が妥当なものとなっているか。

(2) 企画提案の適合性

ア ビジネスフォーラムを適切に運営、統括できるようになっているか。

イ ビジネスフォーラムに幅広い参加企業等の参集を図るため、道内企業・ベトナム企業等に広く周知・募集を行うものとなっているか。

ウ ビジネスフォーラムの開催に必要な通訳・会場・機材等を手配することになっているか。

エ 北海道ブースにおいて、魅力ある道産品を集め、効果的にその PR を行うものとなっているか。

オ ビジネスミッションに多くの企業が参加できるよう周知・募集する工夫がなされているか。

カ ビジネスミッション参加者のニーズに沿った訪問先・視察先の選定ができるよう工夫がなされているか。

キ ビジネス交流会が適切かつ効果的に行われるようになっているか。

ク 道とベトナム間の経済交流の促進につながる考察・提言が得られるようなアンケートの設定となっているか。

ケ ベトナムとの経済交流の効果的な促進を図ることに資する考察と提言が可能となる実績報告書・成果品が作成されることになっているか。

(3) 北海道の施策との整合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における認定企業であること。

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定企業(ホワイト認定を除く)で「障がい者就労支援企業認証制度」における一定以上の認証ポイントを取得している企業であること。

ウ 原材料・エネルギーコストの適切な価格転嫁を促進するため、国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している企業であること。

エ 自ら、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでおり、その取組のメリット等を理解し、「ゼロカーボンチャレンジャー」の宣誓・登録をしている企業であること。

10 応募手続き

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第二係

担 当 樋口、水戸

電 話 011-204-5342 FAX 011-232-8870

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年(2023年)8月17日(木)午後3時(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)

エ 提出様式 別添様式1のとおり

オ 提出部数 1部

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年(2023年)8月17日(木)午後3時(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)

エ 提出様式 別添様式2のとおり

オ 提出部数 8部

※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

10 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、事前に不参加を決定した場合は、8月22日(火)午後5時までに上記10(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10(1)に同じ